

令和3年度 第2回定例(5月)教育委員会議 会議録

令和3年度第2回定例教育委員会議が、令和3年5月27日(木)午後2時00分に役場第5会議室に招集された。

議 事 日 程

第1 開 会 午後2時00分開会

第2 教育長挨拶

第3 令和3年度第1回議事録の承認 承認

第4 教育長活動報告(別紙資料)

第5 報告事項

- 報告1 令和3年度小・中学校運動会・体育祭日程について 了承
- 報告2 令和3年度学校開放指導員名簿について 了承
- 報告3 令和3年度スポーツ少年団指導員名簿について 了承
- 報告4 学校運営協議会委員名簿について 了承
- 報告5 (仮称)猿払村郷土資料館公開について 了承
- 報告6 令和3年度全国学力・学習状況調査の実施状況について 了承

第6 審議事項

- 審議1 令和3年第2回猿払村議会定例会上程案件について 承認
- 審議1 「猿払村 GIGA スクール構想基本方針」の策定について 承認
- 審議1 「猿払村立小中学校学習用タブレット等貸与規程」の制定について 承認
- 審議1 令和3年度教育委員学校訪問について 承認

第7 活動計画 令和3年5月28日(金)～令和3年6月30日(水)までについて . . . 了承

第8 協議事項

- 協議1 令和3年度猿払村教育委員学校訪問について 承認
 - 協議2 次回教育委員会議の開催について 承認
- 次回会議 とき：令和3年6月30日(水)14時00分～

第9 閉 会

午後2時40分閉会

議事録署名委員

原 本 署 名 済

議事録作成職員 教育次長 阿部 孝好

第2回定例(4月)教育委員会議出席者名

〔出席委員〕	委 員	近 野 由 恵
	委 員	榛 澤 弘 章
	委 員	桧 物 誠
	教 育 長	眞 坂 潤 一
〔欠席委員〕	教育長職務代理者	宮 川 哲
〔出席職員〕	教 育 次 長	阿 部 孝 好
	教育次長補佐	鈴 木 淳 司
	給食センター所長	西 口 亮 一
	教育指導員	浅 野 孝 一

○阿部教育次長：予定の皆さんお揃いになりましたので、只今より第2回猿払村教育委員会議を開催致します。教育長よりご挨拶致します。

○眞坂教育長：はい。どうも、ご苦労様です。やっと気温も春らしくなって来たかなというところで、皆さんよくご存じだと思いますけれども、5月連休明けからコロナの陽性者が急激に北海道も増えて参りまして、ご承知のとおり猿払村でも陽性の方が発生しております。今、若干こう落ち着きつつある状況ではあるんですけれども、やっぱり変異ウイルスに変わって、感染する機会も非常に増えて来たのかなというのが印象です。北海道も緊急事態宣言を発して、5月31日までの期間でしたけれども、それも既に1都3県で延長。6月20日までの延長というのがあります。恐らく北海道も追従するのではないかというふうに考えられますけれども、そういった形で教育行政としての学校は平常通り行うつもりではおりますけれども、施設であったり、そういった面では、また村民の皆さんにはいろんな制約の中での活動を強いなければならないというふうなことも考えています。そういったことを含めて、今日『報告事項』そして『審議事項』用意してございます。どうぞよろしくご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

○阿部教育次長：続きまして、前回、『第1回議事録の承認』をいただきたいと思ひます、前回は、桧物さん欠席されておりましたので、お2方に署名いただきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

《各委員署名》

○阿部教育次長：はい。ありがとうございます。それでは、『活動報告』です。教育長より行います。

○眞坂教育長：はい。資料1をご覧ください。4月23日から本日までの活動報告ということで、主なものだけ申し上げたいと思ひます。4月から新たな学期が始まりまして、村内の児童生徒に対する各種健診が4月、そして5月で行われております。心臓検診、内科検診、歯科検診という形で実施をしているところであります。それから、挨拶の中でもお話しした通り連休明けからですね、本村においても感染者が発生したということで、役場のコロナウイルス感染症の対策本部の会議が数えると9回ぐらい。5月6日から数えますと、9回ぐらい実施されております。感染者が出たという確認がされた時には必ず招集して対策を講じているというところなんです。それから、その他については学校に関する各種委員会ということでは、5月18日に情報教育の推進委員会を行っております。1カ所に集まるのではなくて、Webを使った会議形態で実施をしているところなんです。ちなみに校長会、教頭会は集まって会議をする形式になっておりますけれども、コロナの発生した直ぐの臨時的校長会については一部Webでの校長会を招集しております。それが5月10日の

日に Web で夕方から実施をしているところです。それから、5月20日、それから5月25日とコンプライアンス研修ということで、教職員のいろいろな問題行動が昨年度もありまして、飲酒運転ですとか、パワハラ、セクハラ。そういった関係に対応するコンプライアンス強化月間というのが、5月6月の2カ月になっております。その関係で地教委としても各学校の教職員に対する研修を実施するようにという道教委からのお話もあって、うちでは次長が各学校にお邪魔して、コンプライアンスに関する研修を実施しております。今のところまだ2ヶ所ですけど、6月に入って残りの学校も実施する予定となっております。本当に書いてあるのは、”新型コロナ”という文字が大変目立つんですけども、この一月ちょっとですけども、活動した内容についてのご報告とさせていただきます。

○阿部教育次長：はい。続きまして『報告事項』に移りたいと思います。まず、次第の方をご覧くださいと思うのですが、『令和3年度小・中学校運動会・体育祭日程について』ということで、それに関連してコロナウイルスの関係での協議も含めてお話しさせていただきたいと思いますが、別紙資料ということで、この1枚物が5月16日から5月31日までということで、北海道から各市町村に対して、要請のあった緊急事態宣言発令に伴う要請ということで、その中ではこの学校行事の関係が含まれておりまして、予定では6月6日の小学校の運動会でしたので、これには該当はしないんですが、5月は練習が開始されるということもありまして、学校の方にも協議いただいて、で、また連休明け後に村内での感染者の発生ということも重なりまして、ここはやはり見送るべきだろうということで、小学校の運動会の6月6日の予定については全ての学校で延期という形となっております。延期後の予定、次第に書いているところなんですが、浅茅野小学校6月20日ということで、予定をしていたんですけども、これからお話しさせていただきます再延長が濃厚であるということもありまして、浅茅野小学校のこの6月20日も再延期の予定で今検討がなされているということもお伝えしたいと思います。拓心中学校につきましては当初から元々5月の末の予定を今年度から、夏休みの明けにやろうということで、8月22日に予定がされておりますので、そちらについては変更が無いということになっております。で、この別紙資料をちょっとお戻り頂きたいんですが、現在この緊急事態宣言期間中においては委員の皆様にもFAXでお知らせはさせていただきましたが、この要請に基づいて学校の関係、そして施設の関係については休館ということで行わせていただいております。裏面をご覧くださいまして、こちら北海道の要請を受けて、更に北海道教育委員会から各市町村教育委員会に対して通知された内容となっております。その中ではこの一番下にあります。特に部活動の関係は原則休止することと、但し、大会に向けた練習は行ってもよいということですけども、村の対策本部からも5月は、ここは村内の感染状況も考えて休止としていただきたいと思いますということで、学校の方にもお願いしまして、5月いっぱい全面部活休止という措置をとっていただいております。そこで、まだ決定前ではあるのですが、6月1日から6月20日までの緊急事態宣言の延長というところがもうほぼ、事実上確定的となっている現状にあります。その中で、明日、村の対策本部が予定されております。決定を待ってからの協議ではちょっともう時間がなさ過ぎますので、当面の緊急事態宣言延長となった場合の教育委員会の対応の案として別紙資料をもう1枚付けさせていただきます。で、こちらの資料(案)ということで、主に少年団と各団体代表者ということで、施設を利用する団体の方宛に送る内容の文書となっております。まず、6月1日から6月20日までの間については全面休館は解除したいということで考えております。ただ、全て制限のない解除ではなく、この資料付けさせていただきますが、北海道の要請、この宗谷管内もこの措置区域ということで、要請されている内容に従って、利用を認めていく予定としたいということで考えております。その中で8時以降の外出を控えるということで、まず、施設の閉館時間を今9時半まで。本来であれば9時半までですけど、8時ということで時短。時間短縮を図って外出を抑えるということがまず1点。それとこの下の方の部活動についてということで、学校に要請されている内容に準じ

まして、各少年団ですとか団体に関しても通常のサークル的な集まりについては自粛はしていただきたい。但し、大会を控えているとか、そういった練習のために集まりたい特殊事情がある場合に限り認めるということで体育施設を限定的に利用可としていきたいということで考えております。ちなみに、中学校の方の部活についても今この要請に基づく部活の練習は大会に向けてやってもいい事になっているんですけども、全面休止をしていただいております。6月からはこちらのガイドラインに沿った中で大会に向けた練習を開始したいという学校の意向もありますので、そちらは中学校の方も6月1日からは大会に向けた練習を再開という予定になるかと思っております。ということで、6月以降再延長がなされた場合は全面休館から一部限定した利用開始ということで、進めていきたいということで考えているところです。こちらについて委員の皆さんからご意見を伺いたいと思いますが、了承いただければ明日の会議、対策本部に教育委員会の中でもこのように話し合っ、進めさせていただきたいということで考えております。8時ということで、施設の時間短縮をはかった場合恐らく少年団ですとか中学生は影響はありませんが、大人の利用がほぼ厳しくなるので、そちらについては、自粛が進んでいくのではないかなと思っております。8時から施設を利用する団体もいますので、そちらは事実上出来ないということにもなりますし、7時半から開始する団体についても恐らくそこは自粛という形になっていくのかなと思っております。ということで、そのような完全休止は終了しますが、ということで6月1日から6月20日までの取り扱いをこのようにさせていただきたいということでの提案です。一応、報告事項ですけども、一部、審議という意味合いもありますが、ご意見を頂ければと思います。先に中学校の方に意向も聞いている中では、5月はこういう状況なので、稚内、豊富は大会に向けた練習だということで部活実際に止まっていないんですが、他の町村は原則休止というところで、休止されている市町村は多い現状となっております。ただやっぱり、6月以降7月に大きな大会が控えているというところもありますので、そこはやはり練習は開始をしていきたいという意向を学校の方からは伝えられております。体育施設の利用がないと、なかなか中学校の部活の数も考えますと、難しい部分がありますので、そういった部分での利用の全面休止は解除していかないと、そういった理由に依っていかれないかなというところでもあります。校長先生もかなり悩んでいたのが、先程のですね、1枚物の裏面にあります。道教委からの要請事項ですけども、今基本部活動は中止ですけども、そういった大会に向けた部活動に限り良いという内容になっています。これに当てはめると、中学校にある部活動でいくと、文化部だけそういった大会参加というのがないので、文化部については部活中止が継続されるというところで、ガイドラインに諮るとやむを得ないところなんですけども、子供に対しては申し訳ないという話をされておりました。ただ、ここも学校だったり、村独自の考えではなく、こういった要請に伴ってということなので、ある程度やむを得ないものかなというところで考えております。

- 榛澤委員 : (文化部は) 大会に向けて応援の練習するんじゃないの?
- 阿部教育次長 : ただ、そこもまだ決まっていますが、恐らく無観客での大会実施となる可能性が高いので、文化部は応援にいけないと思います。
- 榛澤委員 : ああそうか。
- 阿部教育次長 : 今、高校の野球大会が行われているようなんですけども、ベンチ入りする選手以外は、控え選手もスタンドに入れられないような厳しい状況の中でやられているようですので、3年生だとかも最後の大会だったりするかなと思うんですけども、ここはちょっともう、本当に可哀想というか申し訳ない気持ちでいっぱいですけども・・・という形でご了承いただけますかね。
- 各委員 : はい。
- 阿部教育次長 : ありがとうございます。明日の対策本部にはこの案を教育委員会からということでお伝えしていきたいと思っております。はい。それでは、報告事項進めさせていただきます。2、3につきましては、今年度の各種委員ということで『学校開放指導員』並びに『少年団指導員』ということで、資料2ですけども、学校開放は今現

在、コロナウイルスの関係もあって、中止しております。そういった中で指導員の委嘱についても見合わせているというところになっております。資料3につきましては、スポーツ少年団の『指導員委嘱者』ということで、空欄となっているところについては、本来、もう1名ずつというところもあるんですけど、まだ決まっていないというところもありまして空欄となっております。名前が入っている方々が今現在少年団の指導を行っている方々となります。続いて、資料4ですけども、『学校運営協議会』各学校に設置されております協議会ですが、それぞれの学校の委員さんの名簿となっております。こちらも拓心中学校5月6日に第1回の会議を行ったんですけども、5月にそれぞれ第1回目の会議を予定していたんですけども、コロナウイルスの関係で集合の会議を見合わせるということで、書面開催に切り替わっているところです。こちらは報告ということで、ご確認下さい。そしてこちら既に村内の回覧で回らせていただいております。資料5です。仮称が『猿払村郷土資料館の公開』ということで、6月26日、27日に昨年も2回実施したんですけども、今年も第1回を予定しているところなんですけども、こちら緊急事態宣言は20日まで延びるところもあり、こちらちょっとこの予定通り開催するべきかどうかということも悩んでいるところです。一応予定通りに行われましたら、26日、27日ということで、既にこちら告知されておりますので、準備をしているところなんですけども、どこかのタイミングでは、延期の判断も出て来るかもしれないというところで、ご承知おきいただければと思います。それと資料はないですが、6番です。『令和3年度全国学力・学習状況調査』の実施状況についてということで、本日全国一斉の学力調査が小学校6年生の国語・算数。中学校3年生の国語・数学で2教科、全校で実施されております。午前中で全ての学校終了ということで、報告も受けておりますので、お伝えしておきたいと思います。一部欠席というか体調不良で欠席ということで100%の受験にはなっておりませんが、基本的には出席した児童生徒テストは臨んでおりますので、ご報告させていただきます。こちらまでご質問、ご意見よろしいですかね。

○委員一同 : はい。

○阿部教育次長 : はい。ありがとうございます。それでは『審議事項』に移りたいと思います。先ず、1点目。『令和3年第2回猿払村議会定例会』の案件ですけども、補正予算を計上する予定となっておりますが、今財政部局で精査が加わっており、ちょっと提案通りの内容になるかどうかまだ不透明な部分もありますので、次回の会議ですいません。報告とさせていただきます。続きまして、『猿払村 GIGA スクール構想基本方針の策定について』ということで、資料6番をご覧くださいと思います。猿払村 GIGA スクール構想ということで、文部科学省の GIGA スクール構想、皆さんにも何度もお話ししておりますが、小中学生に一人一台の iPad を貸与しまして、学校の学習活動に活用いただくということで、昨年度整備して今年度既に学校の中でもスタートしているところです。本来これをその前に作成しなければならないものかなと思うんですけども、ちょっと遅れましたが、猿払村としてこの GIGA スクールをどう進めていくのかということを一枚物としてまとめさせていただきます。昨年度に、猿払村の教育を進めるためにということで、5ヵ年計画を定めまして、その中の推進目標の1の中で ICT の環境等々ですね、子ども達の学力の向上のために活用するというものが目標の中でも定められております。その目標の中でこの吹き出しにあります。⑤、④、①、②、③、④ということで、この ICT の関係についてはしっかりと目標の中で ICT の活用、充実を図る・推進をする。ということをお記しているところです。これを受けまして、この大きな矢印の下に進んでいきますが、猿払村としてこの GIGA スクール構想にどう対応していくかということをお5つの考え方を進めて行きたいということで考えております。裏面には ICT 教育の授業や家庭での導入と段階的な活用ということで、基本的には小学校1年生から中学校3年生まで9年間を見通した中で、どのように学年に応じた活用がなされていくのかということをお本当に簡単になんですけども、段階別に、このような教育内容例をもって活

用していくということで、勿論、活用が進めばこれ以上の内容にもなっていくのかなと思うんですけども、小学校4年生のある段階においてはキーボードの文字入力であったり、まず、機械の苦手意識を持たずに親しみながら活用してもらおうと。5年生から中学校1年生までの中ではもう日常的にICTを活用し、当然、情報モラルについてもしっかりこの中で知識として身につけていくと。中学校2年生、3年生の段階においては使い方を先生に教えられながら使っていくではなく、能動的に生徒自らがそれぞれの活用の目的に応じて機械を活用していくと、いうことを目指していきたいということを掲げさせていただいているものです。こちらはこの5カ年の教育目標の中のICTの部分を具現化させていただきましたということで、ご理解いただければと思います。それで皆さんにちょっと見ていただきたい資料が資料7になります。『猿払村立小中学校学習用タブレット等貸与規程の制定について』ということで、こちらのルールを定めたいという事で、ご提案をさせていただきたいと思います。先ず、そもそもこれは何なのかということなんですけども、今までの学校備品は学校にあって、生徒が使えるものということでは今までのiPadも変わりはないんですけども、今回のiPadについては一人に1台ということで、それぞれ自分で責任を持って管理しながら使ってもらおうということで、機械を子供に貸すというのが大原則になります。その中では時と場合によっては家に持って帰って使うですとか、そんな中で壊れた場合の責任の問題ですとか、いろんな問題が他の学校備品と違って、発生してくるということもありますので、しっかりとルールを定めて保護者の方にもこれからこの貸与規程に基づいて利用の申請を行っていただきたいということで考えております。ちょっと内容を説明させていただくと、先ず対象とする物品、第2条の部分ですけども、タブレット、iPad本体とその附属品ということで、タブレットに付随する充電の為にケーブルとACアダプター、それに専用のタブレットペンも付属していきます。キーボード、ケースこれらを含めて、(1)番の本体及びその附属品ということになります。2番目がモバイルルーターも今回、GIGAスクール構想の整備の中で台数としては6台なんですけども、用意してあります。そして、この貸与の対象者なんですけども、学習用タブレットについては、小中学校に在籍する児童生徒ということで基本的には全員対象となります。モバイルルーターなんですけども、インターネットに接続する為に家庭内の無線環境が整っていない世帯で、貸与を希望するものということで、基本的には家にWi-Fiの環境がある方についてはこちらの対象とはならないという形になります。この貸与の期間なんですけども、その学校に在籍する間。小学校でいけば、小学校1年生から6年生まで同じ機械を使うと。そのまま中学校に上がったら、中学校でまた新たに中学校で設置されている機械を使うということになります。先ほどのモバイルルーターなんですけども、家にWi-Fiがある家庭についてはそもそも対象となりません。インターネット環境がそもそも家庭にある場合、家庭の環境をお借りいただくという形にしたいと思います。ただし、全員がやっぱり揃っていない。お母さんだとかお父さんのスマートフォンのデザリング機能ということで、インターネット通信はできますが、っていう家庭も結構いらっしゃるということで聞いております。今後臨時休業ですとか、昨年度オンラインに授業を先行的に実施している自治体もあったんですけども、その為に今回全児童生徒の台数揃いましたので、休業等があった場合にオンライン授業も今学校の方では準備をしているところです。その中で家に持って帰っても通信環境が無いといった家庭にはこのモバイルルーターを貸し出すという規程にしております。貸し出す期間についても、この臨時休業でオンライン授業が行われる場合には、こちらのモバイルルーターを貸し出しますという規程にしております。ですので、家庭学習ですとか、そういった場面に限定的に使う場合は親御さんのデザリング機能をお借りいただいたり、家庭の中のICT、Wi-Fi環境を使っていたりということで、家庭にもご協力を求めていきたいということの内容となっております。貸与に関する費用については無償にするということで、これに関して保護者の方にお金を負担していただくことは、iPadの利用にあたってはないという形になります。裏面、二枚目

に進んでいただいて、申請の規定ですとか色々定めさせていただいております。第9条貸与物品の取り扱いということで、禁止事項を定めさせていただいております。学習以外に使わない。人に貸してはいけない。故意に破損してはいけない、売ってはいけない。貸してはいけないといったような禁止行為を定めさせていただいております。タブレット自体はかなり制限をかけておりますので、個人が持っている iPad とは全然自由には使えません。アプリをインストールしたりということが出来ない設定になっておりますが、それをどうしても知識のある人は壊してみたくなるかもしれませんけど、それをやってはけませんということを規定させていただいております。遵守事項、損害賠償ということで、先程の禁止事項で故障した場合については、両者保護者に弁償をお願いするということもこの規程の中で定めさせていただいております。利用に当たって、第三者に損害が生じた場合についても、その賠償する責任を利用者にもってもらうということで、定めさせていただいております。詳しくは見えていただきたいと思いますが、主な部分としては、先程私がお話した内容となっております。3枚目以降ですね、タブレットの借用申請書ということで、こちらを保護者の方から申請をいただいて、貸し出していくという形になります。その次のページがモバイルルーターを借りる場合の借用申請書で、それから、盗難、紛失した際の届出。あとは卒業する際に返す時にも壊れていませんということを明らかにしていただいて、返却届をそれぞれ出していただくということで考えております。早速、今日の決定をいただきましたら各学校の方にこれらの、先ず使用の申請をいただいて、使用に当たってご理解いただいた上で、使ってくださいと。今、既に使っていただいているんですけども、あくまで試行運用ということで取り扱わせていただいております。一応、これを申請いただく際にも、もし同意申請がない場合はお子様だけ使えないことになってしまうので、内容を十分ご理解の上申請いただきたいということで、文書を付けて発送していきたいなというところです。長々と説明させていただきましたが、不明点とか、いかがですかね。結構、ここまでやるところと、もっと厳しくやっている所と何も決めごと無しにやっているところもまだまだあるのかなと思うんですけども、先ず何かあってからでは遅いので、本当はこれも使う前に作るべきものですが、遅ればせながらこのような規程を決めさせていただきたいということでのご提案です。

○松物委員 : 保護者に知ってもらうという意味でもいいと思います。

○阿部教育次長 : 因みになんですけども、榛澤さんの家庭にはこの申請書が近々文書で行くことになるかと思えます。もう1つですね、規程に絡まない部分ですけども、インターネットに接続する関係で、個人情報利用同意というのも実は合わせて生徒の氏名、生年月日を含めた情報がインターネット上で扱われることとなりますので、そちらについても同意をいただきたいということで、この申請書ともう一個下に同意書というものを付けて、手間にならないように1枚で申請をいただく形で今準備を進めているところです。因みに榛澤さんのご自宅はWi-Fiの環境にありますか。

○榛澤委員 : はい。ぱっちりです。

○阿部教育次長 : では、モバイルルーターの貸し出しは必要ないご家庭になりますね。聞いたら中学校も大体ある家がほとんど。小学校で一部Wi-Fiがないというところがありますので、6台しかないのも、もし全村の学校がいつぱいに臨時休業になると、もしかすると足りないかなというところもあるんですけども、ただ今のこの流れでいくと、昨年のような一斉休業ではなく、個々の学校の臨時休業ということには対応していけるかなと思っているところです。先週一部ですね、3日程度かなり沿岸部の浜鬼、知来別を中心に拓心中もそうだったんですけども、不安欠席が増大しました。知来別は28人中22人欠席というかなり異常な事態になり、浜鬼もかなり半分近く子ども達が不安で休んだりということで、浜鬼小学校一部が試験的に持って帰って、ホームルームをまずやってみようということで学校と家とで朝の会、帰りの会を実施して、何とか上手く出来ましたということで、今後、他の学校でも家と学校をタブレットで通信が進んでいくのかなというふうに思

います。はい。こちらはこのような内容で決定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。宜しくお願い致します。続いて、資料8番になります。こちらもちよっと審議をいただきたい部分ですが、『教育委員学校訪問』ということで年間2回、春と秋に実施させていただいております。昨年度は4月5月がもう完全に学校が休みになっていて、6月は臨時休業明けということで、かなり変則な対応が強いられるということで、訪問を見合わせていたところですが、昨年は10月に1回各学校を回っております。今年度の実施計画ですけれども、6月後半に1回、そして10月後半に1回ということで、2回の訪問を計画したいところなんですけれども、ここもちよっと委員さんのご意見を伺いたいところなんですけれども、6月20日まで緊急事態宣言が恐らく延びていくだろうというところで、学校の中に、日常学校に出入りをしない委員さんを含めて揃って訪問するというところがちよっと、6月は控えた方がいいのかなという思いもありまして、昨年同様、秋の1回にしようかどうしようかというところで、ご意見を伺えればなと思っております。学校の方には委員さんの意見を聞いた上で、また再度調整させていただきということで、止まっております。運動会も延期ということで、かなり日課も変則になってきている部分もありますので、いかがですかね。ちよっと6月は見合わせた方がということで、ご理解いただければ秋口には恐らくオリンピックだとか、今こう世間を騒がせているような問題は終了しているかなと思っておりますので、感染の状況はちよっとありますけれども、大分、状況は今と変わっているかなと思っておりますので。

○委員一同 : はい。

○阿部教育次長 : 分かりました、そうしたらこの10月後半の一回に今年度実施に向けて進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、6番の『活動計画』の資料9になります。こちらは私から説明させていただきます。明日、新型コロナウイルス感染症対策本部ということで、間違いなく議題は6月1日以降の緊急事態宣言の延長ということになるかなと思っておりますので、先ほどのお話しさせていただいた限定的な利用開始をというところの提案をしていきたいと思っております。15時からは給食センター改築事業検討会議ということで、役場の内部の関係する職員に集まって頂いて、再来年度着工目指していく給食センター改築事業の中で場所の選定でしたり、各、所管する部署での持っている情報だとかを寄せていただいて、改築に向けた検討、基本計画の策定に向けて進めていきたいということで考えております。5月29日と30日1回目の方の2回目の接種日となっております。こちら高齢者の方々の5月8、9日に接種された方の2回目の接種事業ですけれども、職員の動員をして駐車場の誘導でしたり、中の健康観察だとかの対応を職員が行う予定となっております。6月1、2、3日ということで、先程のコンプライアンス研修、残り3校を実施していく予定となっております。6月9日定例校長会議の後に、学校経営改革推進講座ということで、校長先生その他、各学校の特に管理職を目指していただきたい方々の為の研修会ということで、実施をする予定なんですけれども、こちら校長会はこの会場で行うんですけれども、その後、各学校には研修内容を配信する予定で今実施の準備をしているところです。6月12日には、また今度はほんとの第2回目のコロナウイルスのワクチン接種事業ということで、予定されています。16日からは定例村議会ということで、予定がされております。6月24日は教育長の出張の予定なんですけれども、恐らくこれもWebの会議か書面かということで、札幌市での会議の開催の案内がありますが、そのような状況となっております。6月26日、27日には、第1回常設展・企画展ということで、旧浜猿払小学校で先ほどの催しを計画しているところなんですけれども、状況によってはちよっと不透明な部分がありますということをご承知おき下さい。そして次回の予定なんですけれども、6月30日ということで月末なんですけれども、14時から恐らくまた、この会議室で6月の定例会議を予定したいという事での提案を合わせてさせていただきます。6月30日についてはよろしいですかね、大丈夫そうですかね。

○委員一同 : はい。

- 阿部教育次長：ありがとうございます。このような予定として進めさせていただきます。他に委員の皆様から、ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか？
- 松物委員：いいですか
- 阿部教育次長：はい。お願いします。
- 松物委員：学校運営協議会なんですけどね。
- 阿部教育次長：はい。
- 松物委員：今、各学校でこう子供たちが地域に全然こう、行事も無いのでね。溶け込む機会が無いということで、こういう学校運営協議会でこういうふうにやれば、いいコミュニケーションというか地域に溶け込めるといふそういうアイデアとか出ることかなと楽しみにしているんですけども、そういうのは各学校の独自性も必要かと思うんですけども、ここの学校でこういうことを考えてますよとか、そういう情報提供ってあるんですかね。
- 阿部教育次長：そうですね。委員として全部の学校に教育委員会の職員が入っているところもありますので、他の学校の例えばよい取り組みだとかを参考に、提供していくということは十分していけるかなと思います。ただ、どうしてもやはり書面開催だとそういったお話し合いがやっぱり出来ないというのはちょっとつらいところかなと思うんですけど、一学期は書面ということで、もう済んでしまっていますので、第2回目は集合でやる予定ではありますので、今聞いているところでは、浜鬼の2回目は何とかこう給食も実際にこう委員さんに食べて参加もしてもらいながら進めていきたいんだというようなことも伺っていますし、浅茅野小学校なんかでいくと運営協議会を核にして色々な事をやっていきたいという校長先生の想いもありますので、まずは、独自性を持って運営協議会を活用していった欲しいなというところですね。
- 松物委員：はい。分かりました。
- 阿部教育次長：他、委員の方からはよろしいですか。
- 委員一同：はい。
- 阿部教育次長：ありがとうございます。それでは議題は以上で終了しましたので、これで第2回の会議を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

《終了》

